

施行 2003年4月1日
改定 2003年11月1日
改定 2007年10月31日

無線ネットワーク管理に関するガイドライン

このガイドラインは中京大学キャンパスネットワークに無線ネットワーク（無線LAN）を設置する場合の基準と運用管理に必要な事項を定めるものとする。

1. 対象

中京大学キャンパスネットワークに設置される無線ネットワーク

2. 設置基準

(1)以下の全学共通で利用するエリアは情報センター管理とする。

「教室、オープンスペース、その他の複数学部で利用する部屋」

これらの部屋は、情報センター（教室は教務課と協議の上）が無線LANアクセスポイントの設置計画および設置を行うものとし、その他の部門および個人の無線LANアクセスポイントの設置を禁ずる。
情報センターが管理する無線ネットワークは、「認証ネットワーク管理に関するガイドライン」に従うものとする。

(2)以下の利用者が限られた特定の部屋

「教員の研究室、特定学部にも所属する教室・実験室・実習室、その他の特定学部所属の部屋」

において無線LANアクセスポイントを設置する場合は、以下の手続きを完了した者のみ情報センター長が設置を許可する。

無線LANアクセスポイントを設置する際は、部屋の管理責任者は必ず情報センター長に「無線LANアクセスポイント設置申請書」を提出し許可を得ること。

無線LANアクセスポイントの設置場所・機種・環境設定・利用者を変更した際はすみやかに「無線LANアクセスポイント変更届」を提出すること。

無線LANアクセスポイント管理責任者は必ず本学の専任教員が行うものとする。

(3)以下の場合には、調整・協議を行うものとする。

情報センターが管理する無線LANアクセスポイントと利用者が管理する無線LANアクセスポイント間または各利用者の管理する無線LANアクセスポイント間において電波や使用チャンネル等の干渉により両者の無線LAN接続環境に問題が発生した場合。

上記両者の設置する無線LANアクセスポイントと無線LAN端末間における通信で上記以外の問題が発生した場合。

3. セキュリティ

(1)無線LANアクセスポイント管理責任者は以下の事項について理解し、利用者の特定とセキュリティの確保に努めるとともに、利用記録を確保すること。

無線LANアクセスポイント設置マニュアル等を参照して、不十分な機器設定のまま使用しないように努めること。

無線LANアクセスポイントに無線LANカードのMACアドレスを登録する等を行い、利用端末の制限に努めること。

WEP等の暗号化通信を極力提供すること。

利用形態にあった形で利用者の特定ができる体制を確保すること。

（例：無線LAN利用記録原簿を作成し利用者に氏名・利用時間等の記入をさせる。）

（例：認証システムを通さないとキャンパスネットワークにアクセスできないシステムを用意する。）

（例：授業等で複数の学生が利用する場合などは、履修者名簿と出席状況を管理簿にファイルする。）

(2)無線LANアクセスポイント管理責任者および利用者は、以下の事項を遵守すること。

機密情報（試験問題・成績データ・個人データなど）を有する端末は極力接続しないようにすること。

通信路の暗号化を行わないまま、他のサーバへのログインや、機密情報へのアクセスを行わないこと。

機密情報を有する端末を接続する場合は、機密情報を有するドライブ・フォルダ・ファイルは共有設定を極力行わないようにすること。

機密情報を持たないドライブ・フォルダ・ファイルについてもむやみに共有設定しないようにすること。

共有設定を行う場合は必ずアクセス権の設定、パスワードの設定、暗号化などによりデータの保護を個人の責任において行うこと。